

上天草市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上天草市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防団活動に協力している事業所等として市長が認定し、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長又は消防団活動を支援する行政区長等をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、上天草市消防団事業所認定申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 消防団長等は、協力事業所の認定を受ける事業所等について、当該事業所等の意向を確認のうえ、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条の申請等があった場合において、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反しているときは、この限りでない。

- (1) 従業員が消防団員として、1人以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

(表示証の掲示等)

第6条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に掲示又は表示するものとする。

- (1) 事業所等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式をいう。)等により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、上天草市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、当該整理簿に協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 協力事業所の認定の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。

- 2 表示証の掲示等の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する掲示等ができない。
- 3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び掲示等の継続の意思を確認したうえで、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。
- (4) その他協力事業所として認定することが適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による当該認定を取り消したときは、文書により協力事業所に通知するものとする。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、上天草市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）